

平成27年3月17日（火曜日）第1回定例会

○出席議員（18名）

1番	鴨田俊廣	議員	2番	阿部清	議員
3番	遠藤智与子	議員	4番	後藤健一郎	議員
5番	太田芳彦	議員	6番	國井輝明	議員
7番	沖津一博	議員	8番	工藤吉雄	議員
9番	杉沼孝司	議員	10番	辻登代子	議員
11番	荒木春吉	議員	12番	新宮征一	議員
13番	佐藤良一	議員	14番	内藤明	議員
15番	高橋勝文	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	木村寿太郎	議員

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	丹野敏晴	副市長
渡邊満夫	教育委員長	兼子昭一	選挙管理委員会 委員長
木村三紀	農業委員会会長	奥山健一	総務課長（併） 選挙管理委員会 事務局局長
月光龍弘	政策推進課長	宮川徹	財政課長
松田幸彦	税務課長	小林友子	市民生活課長
芳賀弘明	建設管理課長	森谷孝義	下水道課長
犬飼敬一	農林課長（併） 農業委員会 事務局局長	秋場礼子	商工振興課長
原田真司	さくらんぼ 観光課長	菅野英行	健康福祉課長
阿部藤彦	子育て推進課長	工藤恒雄	会計管理者 （兼）会計課長
阿部誠	水道事業所長	軽部賢悦	病院医務主幹
荒木利見	教育長	山田健二	学校教育課長
荒木信行	生涯学習課長	大沼孝一郎	監査委員
安達晃一	監査委員 事務局局長		

○事務局職員出席者

丹野敏幸	事務局長	佐藤肇	局長補佐
山田良一	総務主査	渡邊拓也	総務係長

議事日程第6号

第1回定例会

平成27年3月17日(火)

予算特別委員会終了後開議

再開

- 日程第1 議第37号 寒河江市教育委員会教育長の任命について
// 2 議案説明
// 3 委員会付託
// 4 質疑・討論・採決
// 5 議第38号 寒河江市教育委員会委員の任命について
// 6 議案説明
// 7 委員会付託
// 8 質疑・討論・採決
// 9 議第39号 寒河江市教育委員会委員の任命について
// 10 議案説明
// 11 委員会付託
// 12 質疑・討論・採決

(予算特別委員会付託関係)

- 日程第13 議第7号 平成27年度寒河江市一般会計予算
// 14 議第8号 平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算
// 15 議第9号 平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算
// 16 議第10号 平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算
// 17 議第11号 平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計予算
// 18 議第12号 平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算
// 19 議第13号 平成27年度寒河江市介護保険特別会計予算
// 20 議第14号 平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算
// 21 議第15号 平成27年度寒河江市財産区特別会計(高松、醍醐、三泉)予算
// 22 議第16号 平成27年度寒河江市立病院事業会計予算
// 23 議第17号 平成27年度寒河江市水道事業会計予算
// 24 予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告
// 25 質疑・討論・採決

(総務文教常任委員会付託関係)

- 日程第26 議第18号 寒河江市課制条例の一部改正について
// 27 議第19号 寒河江市行政手続条例の一部改正について
// 28 議第20号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
// 29 議第21号 寒河江市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定

について

- 日程第30 議第22号 寒河江市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について
- 〃 31 議第23号 寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について
- 〃 32 議第24号 寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 〃 33 議第25号 寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- 〃 34 議第36号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について
- 〃 35 請願第1号 消費税増税の中止を求める請願
- 〃 36 総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 37 質疑・討論・採決

(厚生常任委員会付託関係)

- 日程第38 議第26号 寒河江市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の制定について
- 〃 39 議第27号 寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について
- 〃 40 議第28号 寒河江市介護保険条例の一部改正について
- 〃 41 議第29号 寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 42 議第30号 寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 43 議第31号 寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について
- 〃 44 厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 45 質疑・討論・採決

(建設経済常任委員会付託関係)

- 日程第46 議第32号 寒河江市道路占用料条例の一部改正について
- 〃 47 議第33号 土地の取得について
- 〃 48 議第34号 土地の処分について
- 〃 49 議第35号 市道路線の認定について
- 〃 50 建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告
- 〃 51 質疑・討論・採決

- 日程第52 議会案第1号 寒河江市議会委員会条例の一部改正について
- 〃 53 議案説明
- 〃 54 質疑・討論・採決

閉 会

本日の会議に付した事件

議事日程第6号に同じ

再 開 午前10時45分

- 鴨田俊廣議長 おはようございます。
ただいまから本会議を再開いたします。
本日の欠席通告議員はありません。
出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

発言訂正の申し出

- 鴨田俊廣議長 この際、16番川越孝男議員から発言訂正の申し出がありますので、議長においてこれを許可いたします。
- 川越孝男議員 3月5日に行った私の一般質問の中で、公共調達に関して発言した700万円以上の全ての部分を公共工事は設計と本体工事が分離され、設計については700万円以上と訂正させていただきたくお願いをいたします。
- 鴨田俊廣議長 ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。内藤議会運営委員長。

[内藤 明議会運営委員長 登壇]

- 内藤 明議会運営委員長 おはようございます。
本日の会議運営については、昨日3月16日、議会運営委員会を開催し協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。
初めに、本日追加されます案件について申し上げます。
追加案件は、議第37号寒河江市教育委員会教育長の任命について、議第38号寒河江市教育委

員会委員の任命について、議第39号寒河江市教育委員会委員の任命について及び議会案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正についての4案件であります。

このことにより、議事日程の一部変更になりますが、変更内容は議第37、38、39号につきましては日程第1から日程第12まで追加となり、議会案第1号については日程第52から日程第54まで追加となるものであります。

追加案件の取り扱いについては、日程第1で議第37号を議題とし、日程第2で議案説明、日程第3で委員会付託、日程第4で質疑・討論・採決と進めてまいります。次に、日程第5で議第38号を議題とし、日程第6で議案説明、日程第7で委員会付託、日程第8で質疑・討論・採決と進めてまいります。

次に、日程第9で議第39号を議題とし、日程第10で議案説明、日程第11で委員会付託、日程第12で質疑・討論・採決と進めてまいります。

次に、議会案であります、日程第52で議会案第1号を議題とし、日程第53で議案説明、日程第54で質疑・討論・採決と進めてまいります。

以上、よろしくお取り計らいくださるようお願い申しあげ、御報告いたします。

- 鴨田俊廣議長 お諮りいたします。
本日の会議運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長報

告のとおり決定いたしました。

本日の会議は、議事日程第6号によって進めてまいります。

議案上程

- 鴨田俊廣議長 日程第1、議第37号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを議題といたします。

議案説明

- 鴨田俊廣議長 日程第2、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

- 佐藤洋樹市長 おはようございます。議第37号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを御説明申しあげます。現教育長の荒木利見氏が平成27年3月31日をもって辞職されることに伴い、改正後の地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、平成27年4月1日から寒河江市教育委員会教育長として草苺和男氏を任命いたしたく御提案するものであります。御同意くださいますようよろしくお願いを申しあげます。

委員会付託

- 鴨田俊廣議長 日程第3、委員会付託であります。お諮りいたします。ただいま議題となっております議第37号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。〔異議なし〕と呼ぶ者あり御異議なしと認めます。よって、委員会付託を省略することに決しま

した。

質疑・討論・採決

- 鴨田俊廣議長 日程第4、これより質疑・討論・採決に入ります。議第37号について質疑はありますか。〔なし〕と呼ぶ者ありこれにて質疑を終結いたします。討論に入ります。討論はありますか。〔なし〕の声あり討論を終結いたします。これより議第37号寒河江市教育委員会教育長の任命についてを起立または挙手により採決いたします。議第37号についてこれに同意することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。〔賛成議員 起立または挙手〕起立または挙手は全員であります。よって、議第37号はこれに同意することに決しました。

議案上程

- 鴨田俊廣議長 日程第5、議第38号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案説明

- 鴨田俊廣議長 日程第6、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。〔佐藤洋樹市長 登壇〕○佐藤洋樹市長 おはようございます。議第38号寒河江市教育委員会委員の任命についてを御説明申しあげます。教育委員会委員のうち、草苺節子委員が平成

27年3月31日をもって辞職されることに伴い、補欠委員として松田彌生子氏を任命いたしたく提案するものであります。御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

委員会付託

○鴨田俊廣議長 日程第7、委員会付託であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第38号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第8、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第38号について質疑はありませんか。

〔なし〕と呼ぶ者あり

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

〔なし〕の声あり

討論を終結いたします。

これより議第38号寒河江市教育委員会委員の任命についてを起立または挙手により採決いたします。

議第38号についてこれに同意することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手は全員であります。

よって、議第38号はこれに同意することに決しました。

議案上程

○鴨田俊廣議長 日程第9、議第39号寒河江市教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案説明

○鴨田俊廣議長 日程第10、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○佐藤洋樹市長 議第39号寒河江市教育委員会委員の任命についてを御説明申し上げます。

教育委員会委員のうち渡邊満夫委員が平成27年3月31日をもって辞職されることに伴い、補欠委員として鈴木淳一氏を任命いたしたく提案するものであります。御同意くださいますようよろしくお願いを申し上げます。

委員会付託

○鴨田俊廣議長 日程第11、委員会付託であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議第39号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第12、これより質疑・討論・採決に入ります。

議第39号について質疑はありませんか。新宮

議員。

○**新宮征一議員** 39号についてであります、同意できないという前提ではございませんので誤解のないようにお願いしたいと思います。

まず、選任の方法なんでございますけれども、今提案理由の説明の中で渡邊満夫教育委員長の辞職に伴ってという説明でありました。

これまでも教育委員会の委員というのは5名で構成されているわけですね。その中に、子供を持つ親が1人入っていないなければならないということであったと私は理解をしているんですね。前任者ということは要するに、子供の親としての立場で教育委員に選任された方のかわりでなくて、教育委員長の辞職に伴ってという説明なんですけれども、選任される段階で親としての立場で教育委員の委員会の委員になって、ある程度子供が成長した段階で保護責任がなくなって親の立場でなくなった、そういう方がそのまま立場が違って教育委員会の委員として残ると理解できるわけですが、その辺ちょっと確認しておきたいと思います。

○**鴨田俊廣議長** 佐藤市長。

○**佐藤洋樹市長** 教育委員、現在5名いらっしゃるわけですが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、昭和31年にできた法律でありますけれども、その中で委員のうち保護者である者が含まれるようにしなければならないとはなっているんであります。ただ、その運用の規定の中では、今回の改正法施行の際に今委員のうち保護者である者が含まれていないことあるいは保護者であった委員が任期途中で保護者でなくなり委員のうち保護者である者が含まれなくなったことなどが想定された場合であっても直ちに違法となるものではないという運用の規定があるわけでありまして。

今5名いらっしゃる委員のうち、お一人の方が保護者という形で委員になっていただいておりますが、その方、保護者である期間というの

は子供さんが成長しますからいつまでもということではなくなるわけでありまして。今年中ぐらいに保護者であるという資格はなくなってしまうわけでありまして、そういったことで任期途中で保護者でなくなるということがあらかじめ想定されていたところでありまして、我々としては今回鈴木氏に保護者の代表として委員になっていただいて、その保護者である委員の声を引き続き委員会の中で代表として継続的に御意見を頂戴していくということを考えているところであります。そういった意味で、今回鈴木氏にはそういうことで教育委員に参加をしていただきたいということで御提案をするものでありますので御理解いただきたいと思っております。

○**鴨田俊廣議長** 新宮議員。

○**新宮征一議員** ただいまの説明でわかりました。わかりましたというよりも、教育委員会の中に、いわゆる保護者の立場の人が必ずしも1人でなければならないというものでもないんですね。これは2人おつても3人おつても、5人全てがそういう立場でも決して違法ではないと理解できるわけなんですけれども、私が疑問というか感じたのは、先ほど市長の答弁にもありましたように、任期途中で保護者の立場でなくなる可能性があるためにそれらを充当するために今回の提案だと、これは十分理解できるんですけれども、保護者の立場でなくなった人も今後ずっと教育委員として残ることが可能なのかという部分が気になるんですよ。

ということは、保護者の立場という1つの条件のもとに教育委員会の委員として任命されて、その人がその立場でなくなったけれども、教育委員の1人であるということで委員会に存在できる、存続できるとなったときに、保護者の立場で教育委員になられるというのは比較的若い年齢の人であって、特に教育分野での経験は全くなくとも保護者の立場ということで教育委員

会に入れるわけですね。それがその立場でなくなってもそのまま教育委員会に残るということになれば、今後そのサイクルでいった場合に、5人の教育委員会の中にそういう立場で選ばれた人が2人あるいは3人もしくは4人ということになった場合に、経験上の問題なんかも含めて、委員会の構成がそれで本当にいいのかという部分が私懸念されるんです。その辺についてお考えをお聞かせいただきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 確かに、保護者であるということが委員に選ばれる1つの条件であった委員の方もいらっしゃるわけですね。当然のことながら。そういった方についてもやはり子供さんの成長があって任期途中で保護者であるという条件がなくなる場合もあります。当然のことながらあるわけでありますが、そういったときは次の委員を任命する際にやはりそういうところは検討していくとなっているんであります。

今回はそういった空白期間をできるだけなくしていきたいということでお願いを申しあげているんでありますが、そういった保護者である委員が少なくとも1人はいる、空白期間を置かないで保護者である委員がいるという条件は今回の御提案で充足をすると考えておりますが、保護者でなくなった委員の方は、そういう条件がなくなったのであれば委員である必要がないのではないかという御趣旨なのかなと思いますけれども、そこが保護者である委員の条件はなくなりますけれども、教育委員として教育行政全般にわたって識見を発揮していただいて教育委員の1人として任期中いろいろ御指導していただきたい、御提案をしていただきたいと考えているところであります。

○鴨田俊廣議長 新宮議員。

○新宮征一議員 今回の提案は冒頭の説明の中にもありましたように、要するに任期途中でその保護者の立場の人がその条件が失われる、した

がって今回充足しておくんだという部分はわかるんです。それは十分理解できます。

ただし、任期途中でなくて任期まで、保護者の立場でなくなっても任期まで務めて任期が来たためにそこで退任するという場合に、その場合の扱いのことをお聞きしておきたいんです。

要するに、任期が終わって、その時点で保護者の立場でない人はやめなければならない、あるいはやめてもらうと、これが本人からの意思がなければその立場がなくなったからやめるとは言えないのかなという気がするんです。そうした場合に、先ほど申しあげましたように、その保護者の条件の立場で選任された委員が任期来てもさらに普通のというか、保護者の立場でなくとも委員会に残れるのかどうかということをお聞きしたかったんです。

そうした場合に、任期来てもまた委員に残れるとなった場合に新たにまた今回の鈴木さんが保護者の立場でそこに残るわけですからそれは別に問題ないんですけれども、保護者の立場で選任された委員がその立場でなくなって、任期途中は別ですよ、今市長の説明でもあったように任期途中全くそれで問題ないですけれども、任期の終わった段階のその後の扱いについてもどういうふうな対応をなされるのか。やはり教育委員会というのは本当に人間形成の上で非常に大事なポジションだと思うんです。教育行政というのは。そこに教育分野での全く経験がない人が5人委員のうち2人、3人となった場合、教育委員会の構成上問題ないのかということをお聞きしたいんです。したがって、任期が来た段階でもそれが継続して委員に残ることが可能なかあるいはその時点でだめだということになるのか、その辺だけもう一度お聞きをしておきたいと思います。

○鴨田俊廣議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 任期を満了して再任用するかどうかということになるろうかと思いますが、当然

のことながら保護者の代表ではなくなるという可能性はあるわけですね。そういう場合を再任用するかどうかということになりますが、その時点になって該当する方が教育委員としてふさわしい識見を持っていただけるかという、他の委員と同じようなふさわしい人物であるかということをもた判断をさせていただいて、そこは再任用するか否かということを決めていくということになるだろうと、今の時点では思っておりますので御理解いただきたいと思えます。

○鴨田俊廣議長 ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論を終結いたします。

これより議第39号寒河江市教育委員会委員の任命についてを起立または挙手により採決いたします。

議第39号についてこれに同意することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立または挙手は全員であります。

よって、議第39号はこれに同意することに決しました。

議 案 上 程

○鴨田俊廣議長 日程第13、議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算から日程第23、議第17号平成27年度寒河江市水道事業会計予算までの11案件を一括議題といたします。

予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告

○鴨田俊廣議長 日程第24、予算特別委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

予算特別委員長報告を求めます。國井予算特別委員長。

〔國井輝明予算特別委員長 登壇〕

○國井輝明予算特別委員長 予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会に付託になりました案件は、議第7号平成27年度寒河江市一般会計予算、議第8号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第9号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第10号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第11号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計予算、議第12号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算、議第13号平成27年度寒河江市介護保険特別会計予算、議第14号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第15号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第16号平成27年度寒河江市立病院事業会計予算、議第17号平成27年度寒河江市水道事業会計予算であります。

3月9日、委員全員出席のもと委員会を開会し、質疑の後、各分科会に分担付託し審査することにいたしました。

各分科会の審査の経過については、本日再開されました委員会で詳しく報告されておりますので省略させていただきますが、各分科会とも原案を了とすべきものと決した旨の報告がありました。

各分科会委員長報告の後、委員長報告に対する質疑を行い、採決に入りました。

最初に、議第8号、議第9号、議第10号、議第14号、議第15号、議第16号及び議第17号の7案件を一括して採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第7号、議第11号、議第12号及び議第13号の4案件について順次採決の結果、それぞれ多数をもって原案のとおり可決すべきもの

と決しました。

以上をもって、予算特別委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第25、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第7号、議第11号、議第12号及び議第13号の4案件を除く、議第8号平成27年度寒河江市公共下水道事業特別会計予算、議第9号平成27年度寒河江市浄化槽整備事業特別会計予算、議第10号平成27年度寒河江市簡易水道事業特別会計予算、議第14号平成27年度寒河江市介護認定審査会共同設置特別会計予算、議第15号平成27年度寒河江市財産区特別会計（高松、醍醐、三泉）予算、議第16号平成27年度寒河江市立病院事業会計予算及び議第17号平成27年度寒河江市水道事業会計予算の7案件を一括して採決いたします。

ただいまの7案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

7案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第8号、議第9号、議第10号、議第14号、議第15号、議第16号及び議第17号の7案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第7号平成27年度寒河江市一般会計

予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成議員 起立または挙手]

起立または挙手多数であります。

よって、議第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議第11号平成27年度寒河江市国民健康保険特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成議員 起立または挙手]

起立または挙手多数であります。

よって、議第11号は原案のとおり可決されました。

次に、議第12号平成27年度寒河江市後期高齢者医療特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成議員 起立または挙手]

起立または挙手多数であります。

よって、議第12号は原案のとおり可決されました。

次に、議第13号平成27年度寒河江市介護保険特別会計予算を起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成議員 起立または挙手]

起立または挙手多数であります。

よって、議第13号は原案のとおり可決されました。

議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長 次に、日程第26、議第第18号寒河江市課制条例の一部改正についてから日程第35、請願第1号消費税増税の中止を求める請願までの10案件を一括議題といたします。

総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長 日程第36、総務文教常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

総務文教常任委員長報告を求めます。沖津総務文教常任委員長。

〔沖津一博総務文教常任委員長 登壇〕

- 沖津一博総務文教常任委員長 総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、委員5名出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号、議第36号及び請願第1号の10案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第18号寒河江市課制条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「中央から人を呼ぶということですが、どこに配属なるのか」との問いがあり、当局より「まち・ひと・しごとづくり総合戦略のため、シティーマネジャーということで国のほうに要望しております。来ていただけたらなればさがえ未来創成課の課長にお願いしたいということ考えています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもつ

て原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第19号寒河江市行政手続条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第20号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「今回の改正で本当にこの改革は実効性あるのか。今までの体制では教育長、教育委員長、そして市長という部分でうまくバランスがとれていたが、今回の改正では偏差というか偏ってくると思っています。その辺についての考えは」との問いがあり、当局より「私たち寒河江市の教育に携わっている教育委員長、事務局の責任者はやはり教育委員会の趣旨が生きるようなあり方を常に考えてきたと思います。ですから、市長とも意見交換を常にさせていただきました。しかし、国は全国を見たときにそういったところだけでないという捉え方なんだろうなという思いがあつてこういう動きになってきたのかなと思います。やはり、あくまでも市長部局と行政委員会の教育委員会と今までと同じ運びをする、ここに意見交換の場を総合教育会議ということで、特に予算とか条例に係るものはここで取り上げていきたいと思いますので、きちっと位置づけられたのだと思います。今までのよさ、公平、中立、継続性という観点は大事にしながら今までのよさも生きる、新しい制度の狙いもきちっと達成できるようにこれからの教育委員会としての仕事になると思います」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第21号寒河江市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第22号寒河江市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第23号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「認知症地域支援推進員の仕事として今までの認知症サポーターとか、そういう方との連携についてどのような立場で仕事になるのか」との問いがあり、当局より「認知症地域支援推進員の業務としましては、認知症等の支援する社会資源等の情報収集等及び提供という業務とか認知症等への支援を行う関係者に対する研修会とか交流会の実施に関することとか市民に対する認知症に対する正しい知識や普及啓蒙とか、そういうもろもろの業務を担当するものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第24号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第25号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑

もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第36号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願第1号消費税増税の中止を求める請願を議題とし、担当書記より請願文書朗読の後、審査に入りました。

主な内容を申し上げます。

委員より「2014年4月1日から消費税8%の増税に伴い、私たちの暮らしがますます疲弊し大変な家計負担増になっています。商業者の方も消費税を転嫁するということで大変な負担を強いられ、廃業に追い込まれる方もかなり聞いています。それが2017年4月には10%に引き上げられればますます消費は落ち込みます。私たちの財布が温まらない。ますます財布のひもがかたくなるし、地域経済も大打撃だということで、私はぜひこの消費税増税の中止を求める意見書を採択したいと思います」との意見がありました。

委員より「さまざまな報道によりますと日本の国債残高が1,000兆円だという報道がまたに流れており、現実的にそのような事態になっていると国民みんなが理解していると思います。政治というのは次代にスムーズに委ねられているように、それが政治のやりようだと思っています。私たちは単なる市議会議員でありますけれども、次代を担う方々が喜んで日本に住みついて日本の国も豊かにし、さらに次の時代に結びつけるようなことが日本国民としての役割であると、このような視点から消費税8%、そして2017年4月1日から10%についての消費税については妥当であると判断するところであ

ります。今回の請願については願意妥当でないと思うところであります」との意見がありました。

討論を終結し、採決の結果、請願第1号は賛成少数により不採択すべきものと決しました。

以上で、総務文教常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第37、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。遠藤議員。賛成ですか。反対討論ですか。済みません、議第何号についての討論ですか。(「請願第1号の賛成討論です」の声あり) そのほかに討論ありませんか。國井議員。(「請願第1号の反対の立場の討論です」の声あり) 川越議員。(「請願第1号の賛成の立場の討論です」の声あり)

初めに、賛成討論について遠藤議員の発言を許します。

[遠藤智与子議員 登壇]

○遠藤智与子議員 私は請願第1号消費税増税の中止を求める請願について賛成の立場で討論いたします。

2014年4月1日からの消費税率8%への増税によって、私たちの生活はよくなったでしょうか。私は毎日の買い物の中でおかずをかごに入れレジに行くと表示される数字にびっくりすることがふえました。食品の前に表記されているのは消費税を入れたい数字が多いからです。庶民の財布の口はかたくなり、日本の経済そのものが深刻な増税不況になっています。政治は

生活そのものです。

2017年4月1日から消費税率が10%に引き上げられればその生活はどうなるでしょう。財布の口はますますかたくなり、地域経済は大打撃であります。税収はふえるどころか国の財政をさらなる危機に追い込みます。実際、2014年4月からの増税は、税率を8%に引き上げるだけでも8兆円の増税、年金削減など社会保障などの負担増、給付減を合わせれば10兆円もの赤字どおり史上空前の負担増となっています。

政府は経済再生と財政再建の両立を図ると言っておりますが、消費税増税がさらに10%に引き上げられれば、国民の暮らしにはかり知れない深刻な打撃をもたらす、経済も財政も共倒れの破綻に追い込まれることは明らかであります。

消費税増税による地方自治及び地方行政への影響もはかり知れないものがあり、寒河江市でも本年度予算の市民税は、個人税、法人税合わせて約6,500万円の減収を見込んでおります。地方消費税交付金は前年比で約2億5,000万円の増額で、地方交付税は前年比で約1億5,000万円の減額です。これは一見相対的には収入がふえているように見えます。しかし、市が購入する物件費や発注する公共事業費などに消費税増税分を転嫁しなければならないことを考えると支出は大幅にふえます。

国は、地方財政計画でも示しているように、地方交付税は年々段階的に減額する方向であります。ましてや、10%になれば市の財政を大きく圧迫するのは必至であります。どのような世論調査でも消費税増税には国民大多数の反対の声が上がっており、ごり押しすることは許されるものではありません。

さらに、社会保障のためと言いながら、実際には医療、介護、年金の改悪を進める一方、大企業には優遇税制により大減税をする。これでは、私たち庶民は浮かばれません。

皆さん、この3月議会に同じく提出された消

費税増税の中止を求める請願は鮭川村で全会一致で採択されました。また、小国町でも採択されています。どうか、皆さん、任期満了となるこの議会で住民の目線に立った判断をしていただき、この請願の採択に協力していただくことを心からお願い申しあげ、私の賛成討論といたします。

○**鴨田俊廣議長** 次に、反対討論について國井議員の発言を許します。國井議員。

〔國井輝明議員 登壇〕

○**國井輝明議員** ただいま議題となっております請願第1号消費税増税の中止を求める請願について、反対の立場から討論させていただきます。

政府では、経済再生と財政健全化を両立するため、2017年4月に消費税率を10%へ引き上げることとしております。

これに関係し、軽減税率制度については関係事業者を含む国民の理解を得た上で税率10%時に導入することとしており、現在、2017年度からの導入を目指して対象品目、区分経理、安定財源等について具体的な検討を進めているところです。経済再生と財政再建の両立を目指す具体的な政策として、1つは、デフレからの脱却を確実なものにするため、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略、いわゆる三本の矢を強力に推進し、経済再生と財政再建を両立させながら雇用や所得の増加を伴う経済好循環のさらなる拡大を目指すこと。2つ目に、物価安定目標2%の早期達成に向け大胆な金融政策を引き続き推進すること。3つ目に、国地方の基礎的財政収支について2015年度までに2010年度に比べ赤字の対GDPを半減、2020年度までに黒字化。そのうちの債務残高対GDP比の安定的な値下げを目指すこと。4つ目には、2022年度の黒字化目標の達成に向けた具体的な計画を来年夏までに策定すること。そして5つ目に、消費税については全額社会保障の財源とし、国民に還元することとしておりま

す。

国、地方、国民にとって経済財政等厳しい状況下にあります。それよりも社会保障、原発問題、災害復興に対応を進めてもらうためにも消費税率アップもやむを得ないという思いをしております。

以上のことから、消費税増税の中止を求める請願について反対の討論とさせていただきます。

○**鴨田俊廣議長** 次に、賛成討論について川越議員の発言を許します。川越議員。

〔川越孝男議員 登壇〕

○**川越孝男議員** ただいま議題となっております請願第1号について、賛成の立場から討論をいたします。

請願第1号の内容は、昨年4月より消費税が8%に引き上げられたことにより日本経済は深刻な増税不況に陥り、国民の生活は一段と厳しさを増しています。ところが、今賛成討論にもありましたように、安倍首相は景気の動向に関係なく2017年4月1日より税率を10%に確実に引き上げると公言しています。それでは、消費はさらに落ち込み、地域経済は大打撃を受け、税収はふえどころか国の財政をさらなる危機に追い込むことになる心配から、国に対して2017年に予定されている消費税増税の中止を求める意見書を出してほしいとの願意であり、その請願は極めて妥当だと思います。

私が消費税増税に反対する理由は、財政再建のためには税収の確保と歳出の抑制が必要だと思います。しかし、消費税が導入された1989年から私の今の手元の数字ですと2013年までの24年間の消費税収入額が282兆円あったそうあります。ところが、この間に法人税は4回にわたって税率14.5%削減され、255兆円の法人税減税が行われているのであります。

結果として、消費税収入の90%が法人税で消えているということでもあります。さらに、今年度から2カ年で3.29%の法人減税がされるなど、

庶民増税大企業優遇税制で国民の暮らしはさらに格差がつくもの、これは火を見るより明らかであります。

また、歳出面でも、社会保障のためと言いながら、医療、介護、年金の改悪を進める一方、防衛費が拡大されています。しかし、国民にとって防衛費の増大は負の支出だと思います。それは武力では平和は守れないことを日本は70年前に経験済みだからであります。平和は、人の心の中に恨みや憎しみを持たず違いを認め合う中で信頼と連帯意識をつくる以外にないことも、これまた今日の世界中で起きている全ての争いの中からも明らかであります。

また、消費税導入時から指摘されていた逆進性についても極めて不十分であります。これから軽減税率について検討するというお話はされているわけでありすけれども、過去にも何回も政府はこういう約束をしてきているわけでありす。

そのようなことから、ぜひ同僚議員の皆さんにも寒河江市民の暮らしや状況をお考えをいただきたいと思うのであります。そして、皆さんが研修する中で、議員は主権者である住民を代表して政治をしているのであります。皆さんの主張を支持した住民、異なる主張を支持した住民、地域内にはいろいろな方がいることを、いろんな考えを持っている住民がいるのであります。多数派だからといって十分な議論なしで採決を急いではだめなのであります。少数派の背後にもそれぞれ異なる主張を持った住民がいることを忘れてはならないのであります。その総数は多数派の背後にいる住民よりも多いかもしれません。そのため、議会ではお互いに相手の主張に十分耳を傾けできるだけ多くの議員の考えを融合できないかということん議論してほしい。譲歩、妥協、調和を目指して熟議に熟議を重ねて結論を出してくださいという、このことが政務調査費で研修をする中で大変参考になった、

これからの議員活動に大いに生かしてまいりたいという報告がなされています。極めて有意義な研修をされていると思います。

そこで、ぜひ今請願の審議、そして採決に生かしてほしいと思います。私はこの請願が委員会でも不採択になったことから、原案に対して賛成の立場で討論をいたしています。このお互いの討論を通じて、全議員の任期はこの4月まであるわけでありす。この4月まで。そうしたときに、もし皆さんの御理解をいただけるのであれば最初は皆さんに賛成に御同意をいただきたいわけでありすけれども、もしもう少し審査をしなければならないというのであれば、継続審査をしてそして誤りのない結論を出す用意があることを私どもは用意をしています。ぜひ、同僚議員の皆さんの御賛同と市民の皆さんの御理解をお願いをいたしまして賛成討論をいたします。

○鴨田俊廣議長 ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、請願第1号を除く、議第18号寒河江市課制条例の一部改正について、議第19号寒河江市行政手続条例の一部改正について、議第20号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、議第21号寒河江市教育委員会教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について、議第22号寒河江市教育委員会教育長の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について、議第23号寒河江市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部改正について、議第24号寒河江市長等及び一般職の職員の給与の特例に関する条例の一部改正について、議第25号寒河江市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について及び議第36号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部

変更についての9案件を一括して採決いたします。

ただいまの9案件に対する委員長報告はいずれも可決であります。

9案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第18号、議第19号、議第20号、議第21号、議第22号、議第23号、議第24号、議第25号及び議第36号の9案件は原案のとおり可決されました。

次に、請願第1号消費税増税の中止を求める請願について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長の報告は不採択でありますので、本案は原案について採決いたします。

本案は原案を採択とすることに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

[賛成議員 起立または挙手]

起立または挙手少数であります。

よって、請願第1号は不採択とすることに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

再開は13時といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時00分

○**鴨田俊廣議長** 休憩前に引き続き会議を開きます。

議 案 上 程

○**鴨田俊廣議長** 次に、日程第38、議第26号寒河江市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の制定についてから日程第43、議第31号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防

のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてまでの6案件を一括議題といたします。

厚生常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

○**鴨田俊廣議長** 日程第44、厚生常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

厚生常任委員長の報告を求めます。阿部厚生常任委員長。

[阿部 清厚生常任委員長 登壇]

○**阿部 清厚生常任委員長** 厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

付託されました案件は、議第26号から議第31号までの6案件であります。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第26号寒河江市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の制定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「保育の保育料は所得、階層区分ごとに定めておりましたが、今回の新制度に伴ってどのように規則で定めるのか。また、保育料の額はどうなるのか」との問いがあり、当局より「現在検討しておりますのは大きく分けて2つの区分で1つは幼稚園、もう一つは保育所ということで検討しております。保育所の利用者負担額に係る所得の階層区分につきましては従来と同じ区分の数ということで考えております。利用者負担額につきましても、ほぼ現状どおりという形で検討しております。なお、幼稚園の利用者負担額については、平成27年度は市外の新制度に移行する施設を利用する場合に適用さ

れます」との答弁がありました。

委員より「保育料は変わらないということだが、市の負担額はどうなっていくのか」との問いがあり、当局より「新制度における給付の考え方ですけれども、国で施設の規模ですとか入所する子供の年齢、施設の種類、所在する地域とか積雪、寒冷地等の区分ごとに係る経費というものを定めることとなります。法定価格と言われますが、その法定価格から市が定めた利用者負担額を差し引いた残りが基本的に給付額となります。その負担割合につきましては国が2分の1、県が4分の1、残りの4分の1が市の負担となります。国ではほぼ現在と同じぐらいの水準で定めるということですので、市の負担額につきましては同じような水準になるものと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第27号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「現在も190名ぐらい避難されている方が寒河江市におられるとのことだが、市民浴場を利用された方は何名ぐらいおられたのか伺いたい」との問いがあり、当局より「平成26年4月から27年1月末までですが、避難されている方の利用延べ人数は4,953人でありました。昨年同期は4,037人でありましたので、900人ほど伸びているような状況です」との答弁がありました。

委員より「避難されている方がまだ190名おられるとのことなので、今後も避難されている方がゼロになるまで継続してほしい」との意見がありました。

委員より「避難されている方へのさまざまな支援の中には後々求償権を発動することもあるようだが、この市民浴場の制度はサービスだと

の理解でいいのか」との問いがあり、当局より「避難されている方に無償でゆっくりと温泉につかっただきながら市民の方と交流も図っていただけるという考え方です」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第28号寒河江市介護保険条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「第5期と比べると第6期の保険料基準額が高くなっている。介護を受ける方が多くなっていることもあると思うが、どう捉えているのか」との問いがあり、当局より「前回は保険料基準額が4,370円、今回は5,620円ということで1,250円ほど上がっております。この要因は、介護認定者がふえていること、またデイサービスやショートステイ施設などの利用者がふえていることに伴うものです」との答弁がありました。

委員より「介護に該当する方がふえている状況から財政的にも限界に来ているのではないかと思います。市でも6月に重要事業の要望として県を通じて厚生労働省にも要望しておりますが、制度的に国に対してもっと強く財政援助の要望をして出していく必要があると思いますが」との問いがあり、当局より「介護保険は財政の半分が公費で、残りの半分のうち高齢者が22%、現役世代の人が28%の介護保険料により運営されております。少子高齢化により高齢者も今回1%ふえてきていることから保険料も上がっている状況です。制度上、公費部分がふえないと保険料が上がっていく状況ですので、事あるごとに要望はしています」との答弁がありました。

委員より「介護保険制度を考えたとき保険料を検討する際に、被保険者の要求を満たすとす

ればどれくらいの費用がかかるのか試算はしているのか」との問いがあり、当局より「最初に保険料があるということではなく、計画をつくる前に施設系については建設計画、整備の計画があればそれを踏まえてサービス量を把握し、どれくらいサービスが実現提供されるかというところから総費用を算出して、そこから保険料を算出することになっています」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第29号寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申しあげます。

委員より「ケアマネジャーがケアプランをつくり、サービス事業者がそのケアプランに従って個別プランをつくる。その個別プランが反映されているか課題となっているが、寒河江市ではどういう実態になっているか」との問いがあり、当局より「要支援1、2の認定者が居宅サービスを使う場合ですと、本人宅に訪問し、本人の心身の状況を把握しながらどういったサービスを希望されるのか、本人が自立した生活を送るにはどういったサービスを使えばいいのか検討し、それぞれの事業者によってサービス計画を作成してサービス提供を行っております。これまでは、計画書はつくっておりましたが提出義務はなく、今回の改正で提出することとなりましたので、4月からはサービス資料提供表を示しながら本人がよりよい生活が送れるケアプランに反映できるような形でつくっていきたいと考えております」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第30号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、議第30号は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第31号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、厚生常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第45、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

初めに、議第28号を除く、議第26号寒河江市子どものための教育・保育に係る利用者負担額等に関する条例の制定について、議第27号寒河江市市民浴場に関する条例の一部改正について、議第29号寒河江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する

基準を定める条例の一部改正について、議第30号寒河江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について及び議第31号寒河江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正についての5案件を一括して採決いたします。

ただいまの5案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

5案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。

よって、議第26号、議第27号、議第29号、議第30号及び議第31号の5案件は原案のとおり可決されました。

次に、議第28号寒河江市介護保険条例の一部改正について起立または挙手により採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。

本案は委員長報告のとおり決することに賛成の議員の起立または挙手を求めます。

〔賛成議員 起立または挙手〕

起立多数であります。

よって、議第28号は原案のとおり可決とすることに決しました。

議 案 上 程

- 鴨田俊廣議長 次に、日程第46、議第32号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてから日程第49、議第35号市道路線の認定についてまでの4案件を一括議題といたします。

建設経済常任委員会の 審査の経過並びに結果報告

- 鴨田俊廣議長 日程第50、建設経済常任委員会の審査の経過並びに結果報告であります。

建設経済常任委員長の報告を求めます。杉沼建設経済常任委員長。

〔杉沼孝司建設経済常任委員長 登壇〕

- 杉沼孝司建設経済常任委員長 建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告申し上げます。

本委員会は、3月9日、委員全員出席し開会いたしました。

本委員会に付託されました案件は、議第32号、議第33号、議第34号及び議第35号の4案件であります。

一旦休憩し、市道路線の認定に係る現地調査を行った後、会議を再開し審査に入りました。

審査に入る前に、審査の都合上、議第32号の審査後に議第35号を審査し、その後に議第33号、議第34号の審査を行うことを諮り、異議なくそのようにすることに決しました。

順を追って審査の内容を申し上げます。

初めに、議第32号寒河江市道路占用料条例の一部改正についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、御報告する質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第35号市道路線の認定についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りましたが、質疑もなく、討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第33号土地の取得についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

質疑の内容を申し上げます。

委員より「開発公社で長年持っていたのに購入時と同じ価格での買い入れはどうか」の問いがあり、当局より「借入れ利子や維持管理費もかかっておりませんので、当時の価格での購

入となったものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第34号土地の処分についてを議題とし、当局の説明を求め、質疑に入りました。

主な質疑の内容を申し上げます。

委員より「土地の移転に伴う登記料や諸経費などを上乗せした価格にできなかったのか」の問いがあり、当局より「市で嘱託登記をするため経費はかからないということで買入れ価格と同じ価格となったものです」との答弁がありました。

討論を終結し、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

以上で、建設経済常任委員会における審査の経過と結果について御報告を終わります。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第51、これより質疑・討論・採決に入ります。

ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議第32号寒河江市道路占用料条例の一部改正について、議第33号土地の取得について、議第34号土地の処分について及び議第35号市道路線の認定についての4案件を一括して採決いたします。

ただいまの4案件に対する委員長の報告はいずれも可決であります。

4案件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第32号、議第33号、議第34号及び議第35号は原案のとおり可決されました。

議案上程

○鴨田俊廣議長 日程第52、議案第1号寒河江市議会委員条例の一部改正についてを議題いたします。

議案説明

○鴨田俊廣議長 日程第53、議案説明であります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第1号については、会議規則第37条第3項の規定により提案理由の説明を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、提案理由の説明を省略することに決しました。

質疑・討論・採決

○鴨田俊廣議長 日程第54、これより質疑・討論・採決に入ります。

議案第1号について質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これにて質疑を終結いたします。

討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

討論を終結いたします。

これより議案第1号寒河江市議会委員会条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

発言の申し出

○**鴨田俊廣議長** この際、新宮征一議員、高橋勝文議員、川越孝男議員、那須 稔議員から発言の申し出がありますので、これを許します。

新宮征一議員。

〔新宮征一議員 登壇〕

○**新宮征一議員** このたび、私は市議会議員を退任することといたしました。ただいま発言の許可をいただきましたので、この場をおかりして一言御挨拶を申し上げます。

私は平成7年の市議会議員選挙において初当選をさせていただき、自来5期20年間、議員として大過なく過ごすことができました。これもひとえに多くの市民の皆様方、そして同僚議員の皆様、執行部の皆様の温かい御支援と御協力のたまものであり深く感謝を申し上げます。ありがとうございました。

この間、私は常任委員会副委員長、委員長、そして副議長、議長を歴任させていただき、充実した議会活動を送ることができました。特に、近年は議会基本条例策定委員会の委員長、議会改革検討委員会委員長を務めさせていただきまして、その目的が達成されたことに大きな満足感に浸っているところでございます。

今後におきましては、一市民としてこれまでの経験を生かしながら、市政発展のために微力ながらも努めてまいりたい。このように思っているところでございます。

最後になりますが、寒河江市、そして寒河江市議会の限らない御隆盛、御発展を願い、市民皆様方のお幸せを心から、心から御祈念を申しあげ退任の挨拶とさせていただきます。本当に長い間ありがとうございました。

○**鴨田俊廣議長** 高橋勝文議員。

〔高橋勝文議員 登壇〕

○**高橋勝文議員** 一言、御礼を申し上げます。

平成7年、市議会議員として豊かで潤いのあるまちづくりをスローガンに当選させていただきました。議員の初心は、風のように雨のように全てに優しく、そして天網恢々疎にして漏らさず、この精神で20年間議員をやらせていただきました。

スローガンは4回目の選挙で変わらせてもらっております。雨にも負けず、風にも負けず、時代元気。これがスローガンでありました。

議員各位の御厚情でいろんなポストをやらせていただきました。身に余る光栄でありました。

今、国の借財も1,000兆円、そして寒河江市内で国民年金、厚生年金、受給金額が155億円です。平成13年度は107億円でありました。後期高齢につきましても19万人対象者で、1,500兆円の予算規模であります。さまざま今後課題が大きくなる、そういう心配をしております。

市長におかれましては、集和必勝、この精神で頑張ってもらいたい。そして議員の皆さんも、先ほど新宮議員、委員長が言いましたように議会の基本条例も制定された中であります。さらなる議会改革に努めて市民の目線で市民の幸せを探求してもらいたいと、このように思っております。

皆さんの御厚情に心身から深く感謝を申しあげて御礼の言葉にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○**鴨田俊廣議長** 川越孝男議員。

〔川越孝男議員 登壇〕

○**川越孝男議員** 発言の機会をいただきまして、心から感謝を申し上げます。

私は先日の一般質問でも申しあげましたけれども、4月の市議会議員の選挙には若い人にたすきを引き継ぎ立候補しないことにいたしました。1991年に市議会議員に初当選以来、6期24年間、

社民党市民連合の一員として多くの市民の皆さんに支えられ、市政の発展と市民生活の向上を図るため、とりわけ平和と民主主義、それに住民自治の確立を追い続けて24年間まいりました。

改めて、市民の皆さんや当局、そして職員の皆さん、同僚議員の皆さんと先輩議員の皆さんに御指導、御協力、御理解をいただきましたことに重ねて感謝御礼を申しあげたいと思います。本当にお世話になりました。

やはり、24年間を振り返ってみますというと、残念な思いをすることもあります。24年間、毎議会一般質問をいたしてきたつもりであります。ところが、平成22年に水稻の発芽不良問題が大発生をいたしました。そのことから、一般質問で取り上げようとしたところ、担当課のほうより、主要農産物種子法によれば、県政の課題であって市議会での市長への一般質問はなじまないのではないかと言われました。しかし、私自身、いや、市長に対しても質問する視点、ポイントがあるなという思いから、市長と、実は4階に行つて協議をしていました。その結果、締め切り時間をオーバーしまして一般質問ができなかったことが悔やまれるわけであります。私の24年間の議員活動の中の一つの反省点であります。佐藤市長と緊張関係を持っていたつもりでありますけれども、私自身緩んだのかなという思いを今、しています。

しかし、一般質問はできませんでしたがけれども、市長より早朝から現場に来て被害状況の把握と農家の生の声を聞いていただく中で、JAの指導や助言を初め、市としての対応策をとっていただき、被害を最小限に食いとめることができ、関係者が感謝していた場面を今思い起こしているところであります。

さらに、思い出に残る場面は多々あったわけではありますが、1991年、議員に初当選しての初仕事とも言うべき大規模土地開発指導要綱の策定でありました。まさに、委員みんなが

闊達な意見を出し合いながらあの要綱をつくり上げたあの感激を今思い起こしています。また、1997年、縁故債の借入れ問題、指定金融機関の特別扱いがされておったこの状況を指摘をし、調査する中で指摘をし、是正できたことでありました。また、1998年には市長の交際費、これが予算上は350万円であるにもかかわらず、予備費や食糧費から991万円支出されているという、こういう実態を調査をし、指摘をし是正をさせることができたことも思い出の一つであります。

このような情報公開、調査なくして問題点の指摘や改善はないということを強く強く感じたものであります。そういう中で1998年、情報公開手数料問題をめぐって1つの事件が起こった。職員の方にも御迷惑をかけたという場面も忘れることのできない一場面でありました。しかし、その指摘によって制度が改正されたのであります。また、2007年、この、今は市庁舎耐震の免震工事が終わったわけではありますが、極めて心配なこの庁舎耐震問題、ずっと取り組みましたけれども、なかなか落ちが明かない。2007年に今は亡き黒川紀章、前のこの庁舎の設計者でありますけれども、直接お手紙を差し上げる中で耐震診断、無料でしていただくことができました。そしてその後、皆さん御承知のとおり免震工事が実現をしたわけでありす。

こういう思い出は限りなくあるわけでありすけれども、24年間議員として心がけてきたことは、議会に付される議案、これには全て目を通す、これが議員としてのイロハのイだという思いを持ちながら24年間やってまいりました。そしてまた、自分で調査すること、情報公開の必要性を痛感をしてきました。

また、今日私たち議会や市政をめぐる状況は極めて憂慮すべき事態になっていると思います。1つは集団的自衛権を含めた憲法の問題であり

ます。また、TPPなど日本の将来を左右する重大な時期にあると思います。このようなときこそ、市議会は地方自治や先ほどもありましたように市議会がみずから制定をした議会基本条例に基づき市議会議員の皆さんの賢明な判断を期待をいたしたいと思います。

そして、今後でありますけれども、私は議員をやめ、そして主権者の一人として、市民としてあるいは国民の一人として憲法25条で定められている全ての国民は健康で文化的な最低限の生活を営む権利を有する、この実現をするために多くの市民の皆さんと参加分権の自治を求め続ける生き方をし続けられたらばなど思っているところであります。

最後に、寒河江市議会のさらなる充実発展と寒河江市民の皆さんの御多幸と御繁栄を心から御祈念を申しあげ、さらにお世話になった執行部の皆さんや職員の皆さん、同僚議員の皆さんのますますの御活躍を御期待を申しあげまして御礼の御挨拶にしたいと思います。大変お世話になりました。ありがとうございました。

○**鴨田俊廣議長** 那須 稔議員。

〔那須 稔議員 登壇〕

○**那須 稔議員** 貴重な時間をいただきまして、御挨拶をさせていただく機会を得ましたこと、心より厚く御礼申しあげます。今期で議員を退任するに当たり、一言御挨拶を申しあげます。

昭和62年の当選以来、7期28年間の長きにわたり寒河江市議会議員として務めさせていただきました。市長を初め、当局の皆さん、そして同僚議員の皆さんには大変にお世話になりました。心から感謝とお礼を申しあげます。

振り返ってみますと、36歳で初当選し、私のこれまでの人生の約半分の年月を市会議員として過ごさせていただきました。その当時の方々はこの議場にはもうおられません。いつの間にか一番古い議員になってしまいました。これまでの議会活動においてさまざまな御提案を申し

あげさせていただいたことが大変思い出深い議員活動でありました。

28年前の昭和62年は、新第3次振興計画がスタートした年であり、寒河江市にとって市民福祉のまちの幕あけでもありました。その後、第4次振興計画、そして第5次振興計画、新第5次振興計画が実施をされ、各計画において寒河江市が大きく飛躍しながら発展をしてきました。

そんな中で他市に先駆けて福祉と保健と医療が一体となった施設、ハートフルセンターの建設や日本一のさくらんぼの里を全国に発信し、花と緑とせせらぎで彩る潤いのあるまちづくりにこだわりながら全国都市緑化山形花咲かフェアの開催、冬期間でも屋外スポーツが楽しめ、健康増進のための施設屋外多目的運動場のオープン、それに子供医療費の無料化の拡大などの福祉の充実など、これまで寒河江市が市民に寄り添いながら事業展開し、目覚ましい発展を遂げられ、美しいまち、豊かなまちに誇りを持ちながら市民と一体のまちづくりに取り組んでまいりました。このようなまちづくりの中で議員活動ができましたこと、感動と喜びを覚えているところでございます。

いよいよ、第6次振興計画が平成28年から力強く歩み始めるわけですが、足元を見据えながら着実に飛躍発展され、中核都市としての役割を果たされることを期待いたします。私も一市民として熱意を持ってまちづくりに参加をしていきたいと思っているところであります。

終わりに当たり、寒河江市の輝かしい発展と多くの市民の皆様方、当局の方々、議員の皆さんの御健康を御祈念を申しあげまして退任に当たっての感謝とお礼の挨拶といたします。

まことに長い間ありがとうございました。

○**鴨田俊廣議長** この際、市長からも発言の申し出がありますので、これを許します。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

○**佐藤洋樹市長** 平成27年第1回定例会の閉会に

当たり、また議員の皆様にとりまして現在の任期における最後の定例会ということになりますので、お時間をいただいて一言御挨拶を申しあげる次第であります。

去る2月26日から開会されました本議会におきまして、議員各位には本会議並びに各委員会などを通じ長時間にわたり慎重に御審議を賜り、衷心より敬意と感謝の意を表する次第であります。

おかげをもちまして、本日をもって平成27年度予算案並びに各議案を原案のとおりそれぞれ御承認、御可決、そして御同意を賜りましたこと、厚く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

さて、多くの足跡を残されました議員各位の任期もいよいよ間近に迫ってまいりました。皆様とともに議論を重ねたこの4年間の寒河江市政を振り返ってみますと、私にとりまして大変感慨深いものがあるわけであります。

この4年間は、何と申しましても平成23年3月11日に発生をいたしました東日本大震災から始まり、全国各地で豪雨や台風による風水害、噴火災害など自然災害が多発した4年間でもあったのかと思っております。東日本大震災では、本市は人的な被害はございませんでしたが、建物の一部破損や停電、灯油やガソリン不足、流通の停滞による物資不足、さらには放射性物質の影響による風評被害など市民生活に大きな不安と影響を与えたところであります。

さらに、平成25年7月の記憶にも新しい記録的な豪雨では、土砂災害や水道の断水により大きな被害が発生をいたしました。これら災害などの教訓を踏まえて災害に強いまちづくりに万全を尽くす決意をさらに深めているところでございます。

また、昨年は市制施行60周年という大きな節目を迎えたところでございます。議員各位には記念式典を初めさまざまな行事に御出席を賜り

ましてまことにありがとうございます。また、新たなまちづくりの象徴となる市のシンボル、都市宣言の制定を行うことができました。10月には念願でありました慈恩寺旧境内が国史跡指定にされたところであります。ことしに入りまして、市民の祭り神輿の祭典が第19回ふるさとイベント大賞の優秀賞に輝きました。そしてまた今般、山形の米日本一推進運動食味コンクールつや姫の部で寒河江産つや姫が3年連続山形県知事賞を受賞することができました。まことにうれしい限りであります。今後はこうした寒河江の財産、魅力をこれまで以上に内外に発信をして観光や地域振興につなげてまいりたいと考えているところであります。

話が長くなりましたが、ただいま新宮征一議員、高橋勝文議員、川越孝男議員、那須 稔議員の皆様より大変含蓄のある御挨拶をいただきました。また、鴨田俊廣議長におかれましても、御勇退なさるといふようなことを伺っているところであります。5名の皆様には本当に長い間にわたって市政の発展、そして市民の福祉の増進に注がれました御努力に深く感謝と敬意を表する次第であります。

ぜひ、皆様には今後とも健康に十分留意をしていただいて在任中と変わることなく寒河江市の明るい未来づくりに御指導、お力添えを賜りますよう心からお願いを申しあげる次第であります。改めまして、これまでの御厚情に衷心より御礼を申し上げます。ありがとうございました。

また、引き続き御出馬になる皆様におかれましては来る市議会議員選挙において御健闘いただき、再びこの議場でお目にかかれますよう心から御祈念申しあげる次第であります。

最後になりますけれども、本定例会冒頭でも申しあげましたが、今全国的に少子高齢化が急激に進む中であって人口問題の克服、地方創生が喫緊の課題になっているわけであります。地

方自治体には地方の実情に応じた地方の責任と創意による実効性ある対策を講じることが求められております。今後とも、私どもは市民生活を充実向上のため、より一層全力で取り組んでまいり所存でありますので、引き続き皆様方の御指導、お力添えを賜りますようお願いを申しあげ、一言御挨拶とさせていただきます。まことにありがとうございます。

○鴨田俊廣議長 この際、私からも発言をお願いいたします。

私も議員を退くということで御挨拶をさせていただきます。非常に高いところから恐縮でございますけれども、よろしく願いをいたしたいと思っております。そして、貴重なお時間をいただきまして、本当に感謝を申しあげる次第でございます。

私、平成15年に初当選をいたしまして、自来3期12年、馬力で頑張りますということで地域の発展のために、そういうことで尽力してまいったということでございます。

その3期12年の間にそちらの常任委員長なり、監査委員、副議長、議長とさまざまな役職を経験させていただいたところでございます。経験不足も否めないでございまして、どうかその職務を全うできたということは全て皆様のおかげということでございまして、そしてただいま御退任の御挨拶をいただいた4名の諸先輩方のおかげということで本当に改めて感謝を申しあげる次第でございます。

議会基本条例が執行されてから3年ほどになったわけでございます。この間、これをもとにして議会は議会報告会や各種団体との意見交換会などを通してよりわかりやすい議会、より親しみやすい議会を目指して活動してまいったところでございます。その結果、議会や議員活動につきまして市民の皆様にはこれまで以上に御理解をいただけたものというふうに、私はひそかに思いをいたしているところでございます。

議長として本当にありがたく感謝を申しあげたいと思っております。そして、議員各位の皆様には本当にこれまでの御尽力に改めまして敬意を表する次第であります。

「あらうれし議員は活気議論は熱気寒河江の議会にかかるもやなし」

字余りでございますけれども、私の今の議会に対する率直な気持ちでございます。寒河江市議会は、これまで以上にわかりやすくすっきりとしたすばらしい議会になるものと確信をしているところでございます。

さて、私ごとで恐縮でございますけれども、私は今後については農業に戻り、よりよいさくらんぼづくりなどを精進していきたいと思っております。私はそういうことで半端にしてきたさくらんぼの畑なんかは何となく精彩を欠いてきたと反省をしているところです。「帰りなんいざ田園まさに荒れなんとす何ぞ帰らざる」の心境でもございます。

今の農業者の平均年齢は66歳と伺っております。私の年齢はまだ65歳でございます平均年齢にはまだ達してないということで、もう少し頑張っていけるかなと思っているところでもございます。農業を通してわずかでも地域の発展、寒河江市の発展に協力できればと考えているところでございます。

「野に帰り寒河江のあしたを切り開く緑の道の続く限りに」

議員の皆様、そして市長を初めとする執行部の皆様の御活動の根が地域に、そしてこの寒河江の地に春風が吹くがごとく心地よく広がっていくことを期待申しあげる次第であります。

最後になりますが、市民の皆様、この議場にいらっしゃる議員の皆様、そして市長を初めとする執行部の皆様の今後の御健勝、御多幸、そして寒河江市議会と寒河江市のますますの御発展を御祈念申しあげ、私の議会に対するお別れの挨拶とさせていただきます。本当に長い間あ

ありがとうございました。

閉 会 午後2時00分

- 鴨田俊廣議長 これにて平成27年第1回寒河江市議会定例会を閉会いたします。
大変御苦勞さまでした。